

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年12月13日認可した。

令和4年12月20日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
立満池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大屋敷地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上一本木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）ウイングポート地区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上林上井南地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八丁替幹線地区